

令和8年度高知県共同利用設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県共同利用設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内で生産されている主要な野菜のうち、包装を手作業で行っている品目について、機械化及び包装形態の変更を行うことで、物価高騰の影響緩和を図り、安定的な供給の維持につなげるため、共同利用設備の導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、事業実施主体、補助対象経費等)

第3条 補助事業の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、事業実施主体、事業要件、補助対象経費、補助率については、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 補助金交付申請書を提出するときは、補助事業者は、間接補助金の交付を受けようとする者に県税の滞納がないことを確認するとともに、県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書を提出させなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第2号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業

の遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得した財産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過していないものは、別記第4号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。
- (6) 取得財産については、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- (9) 事業実施主体が県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（補助事業の着手）

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、第5条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うこととする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第5号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この届けを知事が受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

（補助事業の変更）

- 第8条 補助事業者は、補助金額について、交付決定後の増額若しくは10パーセントを超える減額又は取得財産の設置場所の変更が生じた場合は、速やかに別記第6号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額に伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。
 - 3 前2項の規定による補助金額の変更を承認したときは、補助金額の変更を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

- 第9条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第 8 号様式による実績報告書を補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 12 日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 9 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 11 条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助事業の目的を達し得なかったとき。

（3）補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。

（4）第 6 条の規定に違反したとき又は第 10 条第 1 項の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。

（5）補助事業者及び事業実施主体が次に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この号において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるとき。

イ 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。

ウ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるとき。

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

ケ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

コ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(実施状況に関する報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第10条第1項の実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められるとき。
- (5) 事業実施主体が第11条第5号に該当すると知事が認めたとき。

(補助事業終了後の状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から3年間、別記第10号様式による補助事業終了後状況報告書を4月30日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第7号まで、第10条第3項、第11条、第12条、第14条、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表(第 3 条関係)

事業区分	補助事業者	事業実施主体	事業要件	補助対象経費	補助率	備考
共同利用設備導入 支援事業	市町村	農業協同組合	<ul style="list-style-type: none">・ 県内で生産されている主要な野菜のうち、包装を手作業で行っている品目・ 機械化と包装形態の変更を併せて行うもの・ 1 集出荷場当たり総事業費 50,000 千円未満	出荷調整設備等(計量機器及び包装機器一式、設置工事費、輸送費等)に係る経費	1 / 2 以内	